

民有林治山事業及び保安林制度のあらまし（平成 29 年 1 月）

誤（67 ページ上から 5 行目）	正
<p>なお、森林法施行規則第 22 条の 15 第 2 号の規定により認定を受けた場合は、植栽履行期間を最長 5 年まで延長できるとされています。</p>	<p>なお、森林法施行規則第 72 条の規定により認定を受けた場合は、植栽履行期間を最長 5 年まで延長できるとされています。</p>